

田野畑村

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和4年 8月1日 (月)	<p>1 燃油・飼料・資材高騰に係る一次産業者への緊急支援について</p> <p>長引くコロナ禍に加え、昨今の緊迫したウクライナ情勢から、燃油・飼料・資材高騰が止まらず一次産業者の経営に影を落としています。</p> <p>特に菌床しいたけ生産者においては、菌床ブロックの資材となるおが粉・チップ材の価格が7月から1割増、梱包資材のプラスチック袋が8月から今年2回目の値上げが決定されており、原産地表示の改正により売上増加を見込んでいた中でさらなる打撃を受けると、生産者からの切実な声が上がっております。</p> <p>さらには、秋肥の大幅値上げがマスコミ報道されており、園芸農家や畜産農家も戦々恐々としております。</p> <p>つきましては、一次産業者が社会情勢の影響を受けず、安心して生産活動を継続できるよう、緊急的な支援を講じていただくよう要望します。</p>	<p>燃油、配合飼料及び肥料の価格が高騰し、農業経営に深刻な影響が及んでいることから、令和4年6月、県では国に対して、「燃油価格高騰対策」の継続や対象品目の拡充（きのこ類）、「配合飼料価格安定制度」による補てん金の満額交付及び肥料価格の安定化に資する事業の創設を要望しました。</p> <p>また、県独自の支援策として、燃油高騰に対して省エネルギー化に取り組む施設園芸農家を支援するための「施設園芸省エネルギー化緊急対策事業」や、配合飼料購入費の価格上昇分への補助を行うための「配合飼料価格安定緊急対策事業」、肥料コスト低減に向けた機械等の導入を支援する「肥料価格高騰緊急総合対策事業」、肥料コスト上昇分のうち、7割を国が支援し、残り1割を県が支援する「肥料価格高騰緊急対策」を令和4年度補正予算で措置したところです。</p> <p>今後、速やかな補助金の交付や、肥料コストの低減化技術の指導等により、生産者の経営安定が図られるよう、関係機関・団体と一体となり取り組んでいきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	農林部	B:1

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>2 水田活用の直接支払い交付金の見直しについて 今般、国から水田活用の直接支払交付金の見直しが表示され、転作農用地において今後5年間、一度も水張りを行わない場合、令和9年度以降は交付金の対象外となること。また、収穫のみの採草地としている場合は交付金が減額となるなど、これまで国の減反政策に協力してきた農家にとって厳しい内容であり、かつ急な運用であったことから当地域でも非常に困惑しており、すでに交付申請を諦める農家も出てきております。</p> <p>交付対象水田の扱いについては、農地の集積や集約に取り組みながら、産地づくりを行ってきた中で、交付対象から除外される農地が出ることにより、耕作放棄地の増加や離農者の増加が懸念されます。</p> <p>生産者が将来にわたり、意欲を持って安定的な営農と農地の維持ができるよう、現場の課題を十分に把握・検討され、制度の見直しあるいは新たな支援措置を講じていただくよう、国に対して要望いただきたいこと。</p>	<p>県では、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて、農業経営や産地の維持など、生産者等から多くの懸念の声が寄せられていることから、令和4年6月、国に対し、</p> <p>① 交付対象水田に係る5年に一度の水張りについて、地域の実情を十分に踏まえた運用とすること、</p> <p>② 地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じること、</p> <p>③ 飼料自給率向上の観点から水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充することなどについて要望したところであり、引き続き、国に対し必要な対策を講じるよう求めています。</p> <p>(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B:1</p>
------------------------------	---	--	----------------	------------	------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>3 産業獣医師の地域的偏在の解消について 田野畑・岩泉地区において、地域獣医療確保対策に係る打合せ会を継続実施していただき感謝申し上げます。 当地域をはじめ、県全体における産業獣医師不足や地域偏在については、畜産県と称される本県においても重要な課題であり、解消に向けた取り組みを進めるため「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」が策定されていると理解しております。 当地域の獣医療体制は、令和3年1月から宮古家畜診療所下閉伊北部出張所が、同年4月には宮古家畜診療所がそれぞれ休止となり、地元開業獣医師の高齢化と相まって、緊急時や夜間・休日の診療について畜産農家は不安を抱えており、安心して生産活動が行える体制整備が求められています。 県内における産業獣医師の地域的偏在は明らかな事実であり、村内の畜産農家においては、青森県八戸市の獣医師に往診を依頼している実態もあります。県計画における獣医師の地域的偏在の解消について、具体的なアクションプランを示していただくとともに、一日も早い取り組みを要望します。</p>	<p>獣医療を安定的に提供する体制の整備を図るため、県では、令和3年3月に策定した「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、地域の獣医療提供体制の確保に向けた、関係機関・団体による検討の場を設定しています。 本地域においては、農業共済組合宮古家畜診療所岩泉出張所の休止を受け、令和3年1月以降、地域の家畜診療体制を確保するため、町村、JA、共済組合、県による地域検討会を開催し、地域獣医療体制の現状や宮古家畜診療所岩泉出張所の休止に伴う農家への影響等について情報共有するとともに、生産構造分析による家畜診療の需要予測や家畜診療施設の経営シミュレーション等に取り組んできました。 令和4年度の地域検討会では、令和5年2月までに本地域の獣医療提供体制の方針を決定することについて、町村からも合意を得た上で検討を進めてきたところであり、引き続き、地域検討会を継続し、本地域の獣医療提供体制の確保に対する支援を行ってまいります。(B)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B:1</p>
------------------------------	--	---	---------------------	------------	------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>4 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて 森林整備や保全、木材利用の促進に充てられる森林環境譲与税は、令和元年から本村にも一定の配分額をいただき、基金に積み立て、使途について検討しています。</p> <p>しかしながら、譲与の基準が森林面積だけでなく、人口により割り振られているため、森林資源の少ない都市部が優遇され、人口減少や少子高齢化が進む町村部では少額の配分となっています。</p> <p>中山間地域における民有林の整備・保全については、所有者が高齢であったり、遠方に居住されていたりするなどの理由から適切な管理が行われず、本村においてもそのような箇所が増加しています。</p> <p>民有林の適正管理・指導については、本基金の活用が有効かつ急務ではありますが、事業着手に当たっては財源が即時に枯渇する恐れがあるため、優先順位や事業規模などに慎重を期す必要があります。</p> <p>本制度の有効活用による民有林の適正管理・保全を進めたいため、十分な財源確保ができるよう、算定基礎の見直しについて国に対して要望いただきたいこと。</p>	<p>森林環境税を財源とする森林環境譲与税は、間伐や担い手の確保など森林の整備及びその促進に関する施策に充てることとされ、国において、森林現場の課題に早期に対応する観点から、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与することとされています。</p> <p>また、森林環境譲与税の譲与基準については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案に対する附帯決議において、自治体における使途や森林の公益的機能増進等への効果を検証しつつ、必要がある場合は見直しを行うこととされています。</p> <p>このため、県では、令和4年9月に国に対し、森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積割合が高い市町村に譲与額を増額するなど、見直しするよう要望を行ったところです。</p> <p>引き続き、国の動向を注視するとともに、全国の自治体の情報収集を行ないながら、国への働きかけなど必要な対応について検討していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B:1</p>
------------------------------	--	--	---------------------	------------	------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>5 ナラ枯れ対策に係る財政支援について 本村においてもナラ枯れ被害が拡大しており、被害監視の徹底や病虫害駆除、被害木の適切処理などの業務量が年々増えています。 本村においても森林病虫害等防除事業費補助金を活用して被害拡大の防止に取り組んでいますが、実施には限界があり、十分な対策を講じることができません。 被害地域を拡大させないためにも、引き続き県のご指導を賜りながら関係市町村が一体となって防除対策を推し進める必要があります。ナラ枯れ対策に係る十分な予算の確保と、市町村に対する財政支援を一層充実・強化いただくよう要望します。</p>	<p>県では、沿岸北部を中心にナラ枯れ被害が拡大していることから、令和4年6月に、森林病虫害等駆除事業予算の十分な措置や被害予防を目的とした伐採・利用を促進する制度の創設について、国に要望を行ったところです。(B) また、令和3年度からは、いわての森林づくり県民税の用途を拡大し、いわて環境の森整備事業に「枯死木除去」を新設するとともに、既存の「ナラ林健全化」の補助単価を拡充し、さらに令和4年度からは面積要件を緩和することにより、ナラ枯れに強い森林づくりを促進し、被害防除の取組を強化しています。(B) 今後とも、被害の状況等に応じながら、効果的な制度を組み合わせ、関係機関と連携し、ナラ枯れ被害防止対策に取り組んでいきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B:2</p>
------------------------------	--	--	----------------	------------	------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>6 サケふ化場の利活用による新たな水産振興について</p> <p>持続可能なサケのふ化放流体制を目指し、今般、県さけ・ます増殖協会が策定した「サケふ化場再編マスタープラン」に基づき、ふ化場の再編が行われることとなっております。</p> <p>本村、明戸地区にありますサケふ化場は、先の東日本大震災津波で全壊流失したため、平成25年度に国の復興交付金で再建し村所有施設となっております。また、再建にあたっては、水質等に課題のあった普代村との共同経営をすることで県を通じて話がまとまり、本村が当初計画していた1.5倍の規模で整備したものです。</p> <p>サケ資源の回復とふ化放流事業の収支の適正化は、近年の水揚げ状況を見ましても、必要性が高く、やむを得ない事情と理解しておりますが、本村のサケふ化業務は来シーズン以降、施設の半分程度、期間も短縮された使用が予測されることから、十分な活用がされなくなる施設となります。</p> <p>復興交付金事業において整備した施設については、県において水産庁との協議を整えていただくこととなっておりますが、今後の水産振興のため、空き施設の利活用等についてご提案ご支援いただくよう要望します。</p>	<p>近年のサケの回帰状況及び漁協の経営状況を踏まえた種苗の生産体制を構築するためには、生産に要する経費と作業量の縮減を図る必要があることから、(一社)岩手県さけます増殖協会は、令和4年6月に、ふ化場の生産機能の集約化を図る計画を策定し、再編に伴うふ化場閑散期を利用したサケ、マス海面養殖用種苗の生産による新たな収入源の確保についても、検討を進めることとしています。</p> <p>ふ化場は、国の交付金により整備した施設であり、その閑散期の利活用については、計画の変更手続きが必要なことから、取組の内容や期間などの、変更内容を確認したうえで、国との協議を進めていきます。</p> <p>(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>水産部</p>	<p>B:1</p>
------------------------------	--	--	----------------	------------	------------

令和4年 8月1日 (月)	<p>7 岩手県津波浸水想定区域公表に係る財政支援について</p> <p>岩手県では、国が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」を基に、独自に各悪条件を加味した津波浸水想定区域及び被害想定を検討を行い、今年3月29日に津波浸水想定区域を公表しました。さらに、今年8月に被害想定を公表する予定となっております。</p> <p>今回の公表内容では、本村で23.5メートルの津波が予想されており、浸水範囲も拡大しております。</p> <p>これにより、村では避難場所及び避難所の見直しによる表示板、避難誘導標識の修正及び撤去、津波ハザードマップの改定、全戸配布等が必要となります。</p> <p>また、被害想定が公表されることにより新たに対策が必要となる可能性もあることから、これに係る財政支援を要望します。</p>	<p>新たな防災対策が必要となる市町村への財政支援については、関係道県と連携しながら、既存交付金の拡充や新たな財政支援制度の創設などを国に要望していくほか、国の補助制度や起債制度ではカバーできない市町村の取組をきめ細かく支援する県単独の補助金を新たに創設することとし、令和5年度当初予算案に必要な予算を計上するなど、市町村等による津波避難対策が着実に実施されるよう取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振 興局	経営企画部	B:1
令和4年 8月1日 (月)	<p>8 土砂災害警戒区域指定に係る指定場所の住民への周知について</p> <p>近年、全国的に地球温暖化等による気象変動により、自然災害が頻発し大規模化しています。昨年7月には、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し多くの住宅等が巻き込まれ、多数の人命が失われました。</p> <p>このような事故を未然に防ぐため、岩手県は令和2年度及び令和3年度に村内全ての土砂災害危険箇所を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しました。指定された警戒区域については、総合ハザードマップにより住民へ周知しておりますが、日常から地域住民へ土砂災害警戒区域であることを啓発し、早期避難の意識付けにつなげる対策として看板等の設置を希望します。</p>	<p>県では、実効性のある警戒避難体制の強化を図り、市町村と連携して土砂災害に関するリスク情報を住民に分かりやすく伝えるため、土砂災害警戒区域等の現地表示に取り組んでおり、貴村においても、令和3年度までに防災拠点が含まれる4か所で看板を設置したところです。</p> <p>今後とも、貴村と連携しながら、看板の設置等も含めた早期避難に資する取組を推進していきます。(A)</p>	沿岸広域振 興局	土木部	A:1

令和4年 8月1日 (月)	<p>9 主要地方道岩泉平井賀普代線の改良整備についての 島越地区と島越地区の集団移転地である黎明台団地 の間は、急勾配・急カーブの連続で、大型観光バスや 大型トラックのすれ違いが出来ないなど、観光面や漁 業活動に支障が生じております。</p> <p>これまでに、一部の改良工事によるご尽力はいただ いているものの、冬期間は路面凍結で危険な状態とな り、スリップによる接触事故等も発生していることか ら、早期の改良整備を要望します。</p>	<p>主要地方道岩泉平井賀普代線については、島越工区 の整備を進めてきたところであり、令和3年3月に島 の沢トンネルを含む延長約1.1kmの整備が完了しまし た。</p> <p>島の沢トンネルから黎明台（れいめいだい）団地間 については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量 の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的 に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域振 興局	土木部	C：1
令和4年 8月1日 (月)	<p>10 平井賀漁港、机漁港の山腹斜面崩壊防止対策につ いて 平井賀漁港および机漁港に隣接した山腹斜面から、 それぞれ落石があり、非常に危険な状況が継続してお り、漁業活動等に支障をきたしております。</p> <p>また、平井賀漁港は三陸ジオパークの貴重な白亜紀 地層のジオポイント、机漁港においてはサップ船ク ルーズの発着基地となっており、観光客や野外学習の 生徒の安全対策が喫緊の課題であります。</p> <p>山腹崩壊については、漁港整備事業では対応に限度 があるため、治山事業による対策を早期に講じていた だくよう要望します。</p>	<p>治山事業の実施については、県が策定する「治山事 業四箇年実施計画」等に基づき実施しており、具体的 な事業については、地域の実情を踏まえ、『人家』や 『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性 の高い箇所を優先的に実施しているところです。</p> <p>要望のありました地区につきましても、現地の経過 観察を継続して実施し、事業採択に係る条件や緊急性 等を見極めながら検討を進めていきます。（B）</p>	沿岸広域振 興局	農林部	B：1
令和4年 8月1日 (月)	<p>11 平井賀水門、陸閘に係る維持管理費等に対する財 政支援について 水門、陸閘の自動閉鎖システムによる遠隔操作化等 に伴い、地方公共団体が負担する維持管理費等の増加 が見込まれます。</p> <p>については、これに対する財政支援策を講じるよう国 に強く働きかけていただくよう要望します。</p>	<p>水門・陸閘等の自動閉鎖システムについては、将来 にわたって確実に稼働させるためには適正な維持、管 理が必要であり、増大する維持管理費の財源確保が喫 緊の課題となっていることから、これまで、国に対し て必要な財政措置を要望してきており、本年6月にも 国に対して要望したところです。</p> <p>県では、国に対し、地方自治体が負担する津波対策 施設に係る維持管理費、修繕費及び更新費について財 政措置を講じるよう引き続き要望していきます。 （B）</p>	沿岸広域振 興局	水産部	B：1

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>12 一般国道455号の整備促進について 一般国道455号については、急カーブ・急勾配や土側溝が各所にあり、特に土側溝区間においては冬期間の積雪や凍結によるスリップによる転落事故が多発しております。</p> <p>①特に積雪量が多い玉山地域は、冬期間の積雪により道路幅員が更に狭小となり、安全な通行の支障となっていることから、堆雪帯整備により道路交通の安全を確保していただくよう要望します。</p> <p>また、②重要物流道路の代替・補完路である本路線について、防災の観点から、今後の大災害においても二度と寸断することがないように、道路の嵩上げ及び道路の切り替え整備について要望します。</p>	<p>一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。</p> <p>また、令和3年6月に策定した岩手県新広域道路交通計画においては、一般国道455号を「一般広域道路」として位置付けたところであり、拠点都市間の連携強化を図っていくこととしています。</p> <p>①要望の盛岡市玉山地区の堆雪帯整備については、令和5年度から着手する予定です。(A)</p> <p>また、②平成28年台風第10号による被害状況を踏まえ、中島地区や中里地区など6地区において、再度災害防止を考慮した道路のかさ上げ等を行っており、このうち1地区については令和元年度に完了したところです。引き続き災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を目指し、防災機能の強化を図っていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1 B:1</p>
------------------------------	--	--	----------------	------------	--------------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>13 地域雇用対策に係る支援体制の維持と支援業務の強化について 宮古管内では、高等学校等卒業生数の減少に加えて、若年労働者の管外・県外流出傾向が続いています。 このような状況下で、県においては、令和5年度以降の地域ジョブカフェの運営について、縮小を検討されています。 若年労働者の地元就職や定着、一般求職者の再就職やU・Iターン者の誘導など、多様なニーズに応えるため、これまで以上に、県・市町村及び関係機関・団体が連携して支援業務を展開する必要があります。 つきましては「ジョブカフェみやこ」について、県主体で継続して運営し、業務機能や就業支援員の配置数等、現行の運営体制を堅持すること、併せて、関係機関等と連携して情報共有を図り、地域の産業構造やニーズに応じて、相談業務やマッチング及び定着等の業務機能の強化を要望します。</p>	<p>ジョブカフェみやこを含む地域ジョブカフェについては、県と市町村が連携して若者の就業支援を行うことを目的に、平成16年度以降、順次、整備を図り運営を行ってきたものであり、将来的に市町村がより強い関わりを持っていくこととしつつ、当面は、県が主体となった運営を行うこととしていたところです。 人口減少が進む中、若者や女性の就業支援は人口減少対策として極めて重要と認識しており、令和5年度以降は、各地域において、地域の実情に応じた若者や女性の地元定着支援を展開いただきたいと考えております。 県は、令和5年度以降、広域振興局・地域振興センターに配置した就業支援員等が地域で雇用・労働関係の相談対応を行うとともに、ジョブカフェいわてにおいてオンラインも活用した相談対応を行うこととしていますので、御理解・御協力をお願いします。(D)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>D:1</p>
------------------------------	---	--	----------------	--------------	------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>14 北山崎園地のトイレ改修について 日本一の海岸美を誇る「北山崎」の園地施設である園地公衆トイレおよびビジターセンタートイレの2施設の老朽化と故障については、長らく改修の要望を続けているところです。 改修にあたっては、園地公衆トイレを優先して要望しておりましたが、今年度において、ビジターセンタートイレの改修が決定したところです。 本年6月には、園地公衆トイレの給水設備が故障し、老朽化により復旧も困難なことから男女用とも閉鎖された状態にあります。 つきましては、訪れた方々の本村および岩手県のイメージダウンに繋がること懸念されることから、園地公衆トイレの早期の改修着手について要望します。 また、ビジターセンタートイレ改修工事を待つことなく、早期に園地駐車場に仮設トイレを整備、供用開始し、園地公衆トイレの改修が終了するまでの間は仮設トイレを継続して使用できるよう要望します。</p>	<p>北山崎園地の公衆トイレについては、令和3年度に改修工事に係る設計を実施し、令和4年度にビジターセンタートイレの改修を実施する予定としています。 園地公衆トイレの改修については、国庫補助と事業費とのバランスを考慮して、工事に要する予算の確保に務め、順次整備していきます。 限られた財源の中で、仮設トイレの整備は難しい状況ですが、今後とも県管理施設の計画的な修繕に努めるとともに、整備に要する費用については、国に対し十分な予算を確保するよう要望していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:1</p>
------------------------------	--	---	----------------	----------------	------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>15 企業の新增設に対する支援について 東日本大震災からの復興事業の進展および令和3年12月の三陸沿岸道路の全線開通に伴い、本村では、なりわいの再生および地方創生を実現するため、三陸沿岸道路のインターチェンジ近辺への企業誘致、既存企業の生産基盤強化を図るべく取り組みを進める予定です。交通インフラの整備に伴い、生産設備の新增設等に向けた検討を行う企業も出ている状況です。 しかしながら、本村においては、企業誘致及び誘致企業のサポートのノウハウがないほか、専門の職員もないことから、企業支援の支障となっているところ です。 つきましては、生産設備の新增設等を行う企業に対する支援策の紹介、検討、実施等にあたり特段のご配慮と先行事例の紹介等をお願いいたします。</p>	<p>県では、ものづくり自動車産業振興室に沿岸地域を担当する職員を配置し、内陸部に比べて有利な制度設計となっている県の「企業立地促進奨励事業費補助金」や、特定区域における産業の活性化に関する条例に基づく支援、東日本大震災津波からの復興に係る課税特例等の各制度をPRしながら、企業誘致や既存企業の業容拡大などに取り組んでおり、引き続き、岩手県企業誘致推進委員会が開催する研修会などを通じて、企業誘致に関する情報やノウハウなどを共有し、貴村と連携して企業誘致にも取り組んでいきます。 また、ウィズコロナ・ポストコロナの経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業再編やこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業者に対しては、国の「事業再構築補助金」をはじめとする様々な支援策を活用できるよう、商工指導団体の相談・支援体制の強化にも努めているところであり、令和5年度においても継続する予定です。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>
------------------------------	---	--	----------------	--------------	------------